

## 1 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用

熊本地震等に伴う震災関連等工事の本格化に伴い、建設資材の供給不足が生じ、受注者が遠隔地から建設資材を調達せざるを得ない場合において、建設資材の調達に要する購入費及び輸送費を設計変更することについて、必要な事項を定める。

### 1 対象工事

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用(以下「運用」という。)の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 熊本県土木部が発注する工事であること。
- (2) 平成28年10月3日以降に入札公告又は指名通知する工事であること。

### 2 対象建設資材

本運用の対象となる建設資材は、砕石類(クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)及び、仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

### 3 事前協議

- (1) 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議する。

なお、記載事項に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合には、これに応じなければならない。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
  - ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
  - ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
  - ④ 建設資材の見積書
  - ⑤ その他発注者が必要と認めた事項
- (2) 発注者は、受注者から3(1)に規定する協議が提出されたときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「報告・協議書」の回答欄に設計変更の有無を記載し、受注者へ回答する。

### 4 変更協議

- (1) 受注者は、設計変更を請求する場合は、「報告・協議書」に建設資材変更数量調書(任意様式)取引価格が証明できる資料(契約書等)及び使用証明資料(納品書等)を添付し発注者に報告する。

なお、添付する取引価格が証明できる資料は、原本を提示のうえ写しを提出するものとし、受注者名、使用資材名、規格・形状、数量等が記載されていなければならない。

### 5 設計変更で計上する購入費及び輸送費

- (1) 購入費(現場着単価)は、4(1)に規定した建設資材変更数量調書(任意様式)及び取引価格が証明できる資料(契約書等)により設計変更を行う。
- (2) 仮設材の輸送費の算出は、基地から現場までの距離とする。

## 6 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示すること。

＜特記仕様書への記載例＞

### 「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」

下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議する。

- 購入費の対象となる建設資材は、砕石類（クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン）とする。
- 輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

#### 事前協議

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議する。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

付則

この運用基準は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

平成 29 年 5 月 17 日 一部改定 5(3)の削除